

セーフティネット保証第7号認定申請手続きの流れ

- (1) 経営の相当程度の合理化を実施している金融機関に対する取引依存度が10%以上の中小企業者
- (2) 上記金融機関からの直近の借入残高が前年同期比でマイナス10%以上の中小企業者
- (3) 全ての金融機関からの直近の総借入残高が前年同期比で減少している中小企業者

【必要書類】

中小企業信用保険法第2条第5項第7号の規定による認定申請書

【添付書類】

- ① 直近の決算報告書の写し(個人の場合は確定申告書の写し)
- ② 残高証明書(直近の借入金残高のある全ての金融機関、前年同期の借入金残高のある全ての金融機関)
- ③ 法人:法人登記簿謄本または履歴事項全部証明書(発行後3ヶ月以内)の写し
個人:確定申告書、不動産賃貸借契約書、光熱費の領収書、営業許可書など
事業実態がわかる書類の写し
- ④ 委任状(代理申請の場合)

【注意事項】

本認定とは別に信用保証協会または金融機関で審査があります。

問合せ・提出先

むつ市産業政策部商工労政課

むつ市中央一丁目8番1号

電話 0175-22-1111 内線2654